

※下線は前回資料からの更新部分

<東京都>

- 確保病床 8/23 6,406床（うち重症者用392床） → 9/6 **6,406床**（うち重症者用**492床**）
- 8/23、厚生労働省と東京都において、都内全医療機関及び医師、看護師等養成機関に対し、感染症法第16条の2に基づき、患者受入や医療従事者の派遣等の協力を要請。
- 9/3速報結果 即応病床 8/23 5,967床（うち重症者用392床） → 9/3 **6,319床**（うち重症者用**492床**）
回復期支援病床 8/23 1,500床 → 9/3 **1,690床**
施設運営・人材派遣等への協力 113病院、63養成機関
- ・NHO東京病院をコロナ医療センターとして整備。都内の国立病院で76床増床し**209床**確保予定
- ・JCHO城東病院をコロナ専門病院化。**50床**程度整備予定
- 中和抗体薬の投与を行う施設を整備（※）
※ 医療機関の参入を促すとともに、宿泊療養施設の一部を臨時の医療施設として活用
- 酸素・医療提供ステーション（**12施設**）を整備
 - ・ 8/23、自宅療養中の軽症の患者を一時的に受け入れる施設を臨時の医療施設として**130床**整備。さらにオリパラで使用していた施設を活用し、9月中下旬に整備予定（**2施設**）
 - ・ 8/24、休床病床を活用し、自宅療養中の主に中等症患者向けの酸素投与を行う病床を**100床**整備。さらに追加予定
 - ・ 8/14、緊急搬送困難時に救急隊からの要請に対応する病床を**36床**整備
- 宿泊療養 8/23 3,230室 → 9/6 **3,310室**
- 自宅療養者の健康観察強化のため、都内全域で、都医師会・地区医師会・訪問看護事業者等と連携して、往診・訪問診療、オンライン・電話診療、訪問看護等の医療体制を整備中。
 My HER-SYSを活用し、スマートフォン等による健康観察を実施
- 宿泊・自宅療養者の健康観察強化のための、パルスオキシメーター・酸素濃縮器の更なる確保
 （現在パルスオキシメーター **約10万台**、酸素濃縮器 **660台**）

<神奈川県>

- 確保病床 7/14 1,790床（うち重症者用199床） → 8/18 **1,924床**（うち重症者用**241床**）
 - ・ 9/6時点の即応病床 **2,191床**（うち重症者用**296床**）
 - ※ 新型コロナウイルス感染症患者の外来・入院機能の強化及び救急医療体制の堅持を図るため、医師が延期できると判断した入院や手術を3か月程度一時停止するよう要請
- 宿泊療養 7/14 1,657室 → 8/18 1,906室 → 8/30 **2,428室**
- 緊急酸素投与ステーション（HOTセンター）を横浜市に設置（**24床**）
- 自宅療養者・宿泊療養者全員にパルスオキシメーターの配送、医師会に委託し自宅療養者を地域の医師や看護師らが見守る「地域療養の神奈川県モデル」を実施

<愛知県>

- 確保病床 7/14 1,515床（うち重症者用146床） → 8/23 **1,570床**（うち重症者用**170床**）
- 宿泊療養 7/14 1,109室 → 8/31 **1,514室**
 - ・ 更に増やす予定
- 9/6、酸素ステーションを設置（**20床**）
- 自宅療養者に対しては、医療機関や訪問看護ステーションと連携した往診・オンライン診療等による医療提供体制を整備（8/23 医療機関数388、訪問看護ステーション数86）
9月下旬から、県保健所に配備した搬送用車両を用いて受診等が必要となった自宅療養者等を医療機関に搬送する取組を行う予定
- パルスオキシメーターを**5,000個追加**し、合計で約16,500個確保する予定

<大阪府>

- 確保病床 7/14 2,847床 (うち重症者用922床) → 8/23 3,155床 (うち重症者用1,226床※府基準588床)
→ 8/30 3,173床 (うち重症者用1,226床) → 9/6 **3,285床** (うち重症者用**1,235床**※府基準589床)
- ・ 8/13 感染症法第16条の2に基づく要請
- ・ 8/26 特措法第24条の9に基づく要請
- ※ 軽症中等症病院に対し、患者受入に伴い休止している病床等を活用して緊急的に病床確保を要請
- ※ 総合周産期母子医療センター等に対し、妊産婦の受入を要請
- ※ 小児用病床の確保を要請
- ・ **コロナ専用病院の新たな整備を予定 (現在 2施設 + 1施設)**
- ・ **府内2か所目の重症病床専用施設 (大阪コロナ重症センター) を9/16運用開始予定。1施設30床→2施設50床。**
さらに10月末に1施設20床を追加運用予定

- 宿泊療養 7/14 1,878室 → 8/25 **5,999室** → 9/6 **6,131室**
9月中旬 **8,400室確保を目標**

- 中和抗体薬の投与による早期治療を実施・軽快後に宿泊療養施設での療養に切り替える「短期入院型医療機関」を整備 (8月20日から順次整備)
- 臨時の医療施設として中和抗体薬の投与を行う医療型宿泊療養施設「大阪府ホテル抗体カクテルセンター」の稼働 (8/26) 2か所目の稼働に向けて調整中。
- 医療機関から医師・看護師等が宿泊療養施設に往診し、宿泊療養者への中和抗体薬の投与を9/7から実施予定
- オンライン診療及び薬剤処方の実施 (約520医療機関、約1,800薬局) や夜間休日における相談・往診体制に加え、看護師が自宅療養者を訪問し健康観察する取組を実施。 (9/5 194訪問看護ステーションが実施)
- 救急搬送時に患者を一時的に待機させ、酸素投与等を行う「入院患者待機ステーション」を運用
(8/31、**4か所19床**→9月上旬までに**6か所31床** (うち1か所10床は状況により稼働) 体制での運用を予定)
- 大阪府医師会と連携した自宅療養者への平日・日中における往診等体制の確保
- 自宅療養者が、地域で外来診療を受けられるよう「外来診療病院」の整備 (8/20から約50病院を準備が整い次第順次設置)。 外来での抗体カクテル療法を実施する「抗体カクテル外来診療病院」についても稼働予定

<福岡県>

- 確保病床 7/14 1,413床（うち重症者用201床） → 8/23 1,455床（うち重症者用202床）
→ 8/30 1,472床（うち重症者用203床） → 9/6 **1,475床**（うち重症者用**203床**）
 - ・ 緊急時を見据えた**1,480床**の確保に向け、個別の医療機関に協力を要請中
- 宿泊療養 8/23 **2,106室**
 - ・ 5月に3ホテル504室を追加（1,387室→1,891室）、6/4福岡市1ホテル215室を追加（1,891室→2,106室）
- 8/16、宿泊療養施設1施設を臨時の医療施設として、中和抗体薬の投与を開始。
- 8/31、酸素投与ステーションの受入れ開始。規模は**34床**（最大50床）。
- 8/11、福岡市医師会が自宅療養者向けのオンライン診療の仕組みを開始。療養者の申出や保健所の連絡を受け登録された医療機関が電話やインターネットで診察を行う。
- 8/13、自宅療養者向けの電話相談窓口を設置。休日や夜間に看護師等が対応し、受診できる医療機関を案内。

<沖縄県>

- 病床（即応） 7/14 519床（うち重症者用65床） → 8/23 865床（うち重症者用136床）
→ 8/30 857床（うち重症者用129床） → 9/6 **844床**（うち重症者用**143床**）
- 宿泊療養 7/14 563室 → 8/23 **702室**
- 6/12、コロナ入院待機ステーション（**20床**）を開設。6/23から新規受入を停止していたが、8/1に受入再開。
9/1、追加開設（**20床**）。計**2か所**
- 県において、保健所管轄地域も含め「自宅療養健康管理センター」を設置し、看護師等による健康観察や相談、パルスオキシメーター、配食支援を実施

○入院待機施設（酸素ステーション・入院待機ステーション）

全国12都道府県31施設 → 全国16都道府県42施設

（北海道(2)、福島、茨城、埼玉、千葉、東京(21)、神奈川、愛知、滋賀、京都、大阪(5)、岡山、広島、福岡、長崎、沖縄(2)）

※休止中1

例：

埼玉県：病院内体育館において、
宿泊療養施設として運用



東京都：公共施設において、
臨時の医療施設として運用



都民の城

北海道：病院跡地において、
医療法上の医療機関として運用



※今後、27施設を新たに設置予定（茨城、埼玉、岐阜、大阪、東京、栃木、静岡、鹿児島、香川、福岡、長崎ほか）

○臨時の医療施設



※9都道府県12施設の重複あり

全国18都道府県28施設

（北海道、茨城(2)、千葉、東京(5)、神奈川、石川(2)、山梨(2)、滋賀、京都、大阪、奈良、岡山、広島、愛媛、福岡(2)、長崎(2)、大分、沖縄(2)）

神奈川県：プレハブを設置



湘南鎌倉総合病院隣接施設

東京都：病院内会議室を活用



平成立石病院

広島県：宿泊療養施設を活用



※今後、8施設を新たに設置予定（埼玉、神奈川、福井、佐賀ほか）

（※）上記のうち、東京、山梨、茨城、大阪、愛媛、福岡、長崎で抗体カクテル療法を実施可能。

（参考）入院待機施設は、各自治体において、入院待機ステーション・酸素ステーション等の名称で呼ばれており、制度上、宿泊療養施設、臨時の医療施設、医療法上の医療機関のいずれかに分類される。（したがって、入院待機施設であり、かつ、臨時の医療施設である施設も存在する。）